

◇鳥取県児童福祉法施行条例の新設について

1 条例の新設理由

児童福祉法の一部が改正され、市町村が行う障害児通所給付費等に係る処分不服がある者は、知事に対して審査請求をすることができることとなったことに伴い、この審査請求を審理するため鳥取県障害児通所給付費等不服審査会を設置する等、法及び政令の施行に関し必要な事項を定める。

2 条例の概要

(1) 鳥取県障害児通所給付費等不服審査会の設置

① 所掌事務	市町村が行う障害児通所給付費等に係る処分についての審査請求の審理
② 不服審査会による審理を行わない場合	ア 審査請求が不適法であり、却下するとき。 イ 審査請求の内容が利用者の負担する金額に対する不服であるとき。 ウ その他専門的な審理を要しない場合として規則で定める場合
③ 組織等	委員5人で組織し、当該委員で構成する合議体で審査請求の事件を取り扱うほか、不服審査会に関し必要な事項は、不服審査会が定める。

(2) 関係人等が受ける報酬の額は、鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例に規定する者との権衡を考慮し、予算の範囲内で知事が別に定める。

(3) 施行期日は、平成24年4月1日とする。

(4) 鳥取県児童福祉法第62条の6の規定による過料に関する条例を廃止し、所要の経過措置を定める。

◇鳥取県が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の新設について

1 条例の新設理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、水道法の一部が改正され、地方公共団体が水道事業者である場合の水道技術管理者の資格を条例で定めることとされたことに伴い、県が設置する専用水道の水道技術管理者の資格について定める。

2 条例の概要

(1) 県が設置する専用水道の水道技術管理者は、次のいずれかに該当する者でなければならない。

ア 5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

イ 日本水道協会が水道技術管理者の資格を得ようとする者を対象として実施する講習の課程を修了した者

ウ ア又はイの者と同等以上の技能を有すると知事が認める者

(2) 施行期日は、平成24年4月1日とする。

◇鳥取県指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例の新設について

1 条例の新設理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部が改正され、指定猟法禁止区域等の標識の寸法を都道府県の条例で定めることとされたことに伴い、当該寸法について定める。

2 条例の概要

(1) 知事が設置する指定猟法禁止区域等の標識の寸法は、視認のしやすさに配慮して規則で定める。

(2) 施行期日は、平成24年4月1日とする。

◇鳥取県スポーツ審議会条例の新設について

1 条例の新設理由

スポーツ基本法が制定され、スポーツに関する施策の一層の充実が求められていることに鑑み、障がい者スポーツを含めたスポーツ全般に関する事項について審議するスポーツ審議会を設置する。

2 条例の概要

- (1) スポーツ基本法に基づき、鳥取県スポーツ審議会（以下「審議会」という。）を設置する。
- (2) 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。
 - ア 教育委員会又は知事の諮問に応じ、鳥取県スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項について調査審議すること。
 - イ アの事項に関して、教育委員会又は知事に建議すること。
- (3) 審議会は、学校体育、生涯スポーツ、障がい者スポーツ、競技スポーツその他スポーツに関する学識経験を有する者のうちから、教育委員会が任命する委員15人以内で組織する。
- (4) その他審議会の組織運営について必要な事項を定める。
- (5) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成24年4月1日とする。
 - イ 鳥取県教育審議会条例について、所要の改正を行う。